

子供の事故防止に向けた令和4年度の取組について

令和4年3月23日

子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議決定

内閣府、警察庁、消費者庁、総務省消防庁、文部科学省

厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁

I これまでの取組

我が国では、窒息や溺水、転落を始めとする事故等によって、14歳以下の子供が毎年200人ほど亡くなっている。それに加え、死亡にまで至らない様々な子供の事故が発生している。こうした子供の事故を防止するためには、

- ・ 保護者等の事故防止意識を高めるための、周知啓発活動を効果的に実施
- ・ 教育保育施設等の関係者による事故防止の取組
- ・ 子供の事故防止に配慮された安全な製品の普及

等に、関係府省庁が連携し、総合的に取組む必要がある。そこで、平成28年6月に「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、「子どもを事故から守る！プロジェクト」（消費者基本計画）を推進してきた。

令和3年度、関係府省庁が連携した取組の成果としては、「子どもの事故防止週間」（令和3年7月19日～25日）の実施、関係府省庁SNSの連携による情報発信能力の強化等がある。

II 令和4年度の取組

以下の取組を実施し、関係府省庁間の連携を強化し、子供の事故防止に向けた取組を推進する。

（1）令和4年度「子どもの事故防止週間」（案）

- ① 実施期間：令和4年7月25日（月）～7月31日（日）（7月第5週）
- ② 実施主体：子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議（事務局：消費者庁）
- ③ 取組内容：共通テーマを設定し、関係府省庁で連携し、集中的な広報活動を実施
- ④ 取組対象：子供及び保護者、教育保育関係者
- ⑤ テー マ：転落・墜落事故に気を付けよう-対策を立てて事故防止！-（仮）

（2）広報面における、関係府省庁間での連携推進（参考1.参照）

- ① 広報の取組等の関係府省庁間の情報共有

事務局（消費者庁）が四半期に1回程度、関係府省庁に対して、子供の事故防止に資する情報提供依頼を行い、情報を集約して関係府省庁と共有する。

② SNSやホームページ上の情報発信と関係府省庁間の連携（リツイートやリンク）

①で集約した情報などを活用し、「子どもを事故から守る！ポータル」における取組等の紹介や、関係府省庁間でTwitterのリツイート、ホームページのリンクを進め、幅広くより多くの国民へ向けて直接的な情報発信を行う。

（３）子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議の開催（参考２．参照）

「消費者基本計画」に基づき、連絡会議を開催する。

連絡会議では、関係府省庁の取組実施状況等について共有を図り、関係府省庁間の連携の検討の場とする。

参考１．

「周知・啓発方針」（平成２８年度子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議決定）

「周知・啓発方針」に基づく周知・啓発活動を実施することにより、情報周知先の拡充、情報発信の集約化といった効果も期待される。

- １）対象年齢やテーマが関連する注意喚起等について、関係府省庁が共有を図り、連携した消費者向け広報活動を実施する。
- ２）他府省庁が作成する啓発資料の配布や周知ルートについて共有する。
- ３）関係府省庁間の子供の事故情報の共有促進を図る。

参考２．

子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議 開催状況

１）平成２８年度

平成２８年６月７日（火）

第１回 キックオフ（問題意識の共有等）

平成２８年１１月２日（水）

第２回 関係府省庁から取組事例等の報告、消費者庁の分析結果の報告

平成２９年３月２８日（火）

第３回 今後の取組方針の確認

２）平成２９年度

平成２９年１０月３０日（月）

第１回 事故の発生傾向と取組状況等について、関係府省庁から報告

平成３０年３月２７日（火）

第２回 平成３０年度の取組方針の決定

３）平成３０年度

平成３１年３月２６日（火）

関係府省庁から取組事例等の報告、令和元年度の取組方針の決定

４）令和元年度

令和２年２月１８日（火）

関係府省庁から取組事例等の報告、令和２年度の取組方針の決定

5) 令和2年度（持ち回り開催）

令和3年3月5日（金）

関係府省庁から取組事例等の報告、令和3年度の実施方針の決定